診療報酬改定に係る施設基準の届出について

別紙の資料をご確認いただき、必要に応じて届出をお願いいたします。
届出用紙は、関東信越厚生局の基本・特掲診療料の届出一覧からダウンロードできます。
（ダウンロードが難しい場合は、草加八潮医師会事務局までご連絡ください。様式を郵送いたします）

＜基本診療料の届出一覧＞

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/h30/kihon_shinryo_r04.html

＜特掲診療料の届出一覧＞

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/h30/tokukei_shinryo_r04.html

[施設基準届出先]

関東信越厚生局　指導監査課

〒330-9727　さいたま市中央区新都心２－１
さいたま新都心合同庁舎検査棟２階
電話：048-851-3060　　FAX　048-851-3067

上記届出先まで、１通をご提出ください（郵送または持参）。

なお、４月１日から算定を行う場合、４月２０日（水）（必着）までに届出が必要となります。